

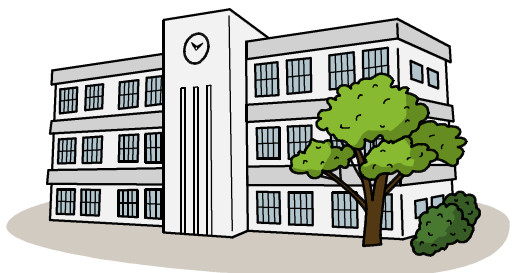
いじめ対策マニュアル（いじめ防止対策の推進体制）

新宿区立牛込第三中学校生活指導部

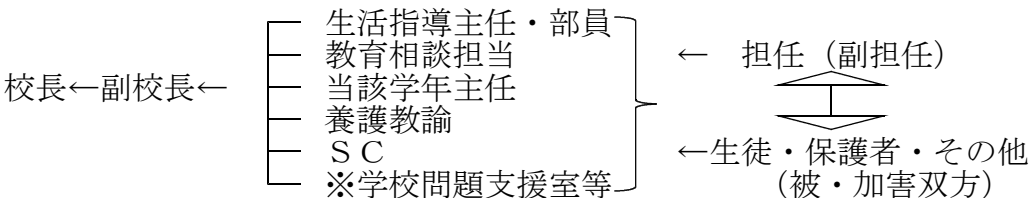
【いじめ対策のポイント】

子どものサインを見逃さない

- ①教員一人一人の対応力の向上を目指す
- ②学校ではチームで対応する（一人に対応しない）
- ③ケースに応じて関係機関との連携を図り対応する
- ④学校、保護者、地域との連携を推進する
- ⑤子どもに相談機関の周知徹底を図る



【牛込三中の組織】



未然防止

◇いじめは「どの学校、どの子どもでも起こりうるもの」を前提にすべての児童・生徒に目を配る。

- 人権教育の充実
＜校内研修会による教員の資質向上＞
- 道徳教育・法教育の充実
＜週 1 回の道徳を大切に＞
- 体験活動の充実
＜学年間の連携を図る＞
- 情報モラル教育の充実
＜ 7/5(水) ⑤校時実施予定＞
- 児童・生徒による主体的な活動の支援
＜生徒会、各種委員会活動の活性化、委員会間の連携業務の確認等＞
- 保護者・地域との連携の促進
＜地域協働学校＞

早期発見

◇いじめは「見えにくいもの」であることを認識し、児童・生徒の小さな変化にも目を向ける。

- ふれあい月間（6 月、1 1 月、2 月）
 - ・アンケートの実施
 - ・個人面談の実施＜生徒観察、生徒の言動等から必要に応じてアンケートや聞き取りの実施＞
 - 教育相談体制の充実
＜7 月、1 2 月の三者面談内容の工夫や保護者への連携強化方法を検討する＞
＜S C による 1 年生対象個人面談の実施＞
 - 教育相談機関の周知
＜配布リーフレットやカードの有効活用＞
- ※一人の教員の“気付き”を学年で共有することが大切である。
＜何でも話せ、相談できる集団の構築＞

早期対応

◇いじめを受けた児童・生徒を守ることを最優先し、家庭や地域住民、関係機関等と連携し速やかに対応する。

- 学校問題支援室との連携
- 保護者との連携、支援
＜事実の報告を心がける＞
- いじめを受けた児童・生徒への心のケア
＜養護教諭、S C との連携＞
- 出席停止の措置
＜校長の判断による。具申書の作成が必須条件＞
- 警察との連携
＜学校組織として依頼を考えていく＞
- 重大事態への対応
＜常に最悪な事態へ様変わりする可能性を忘れずに対応＞

対応力の向上

◇いじめを防止するため、教職員の意識の啓発と対応力向上を図る。

- 校内研修の充実
 - ・特別支援教育
 - ・授業力向上
 - 「報連相」の徹底
＜担任一人で背負い込まない＞
- 担 任
↓
学年主任（学年職員）
↓
養護教諭・S C
↓
生活指導主任・教育相談担当
↓
管理職

※事態によって上の経路を経ず即座に取れる最良の方法を考え、「報連相」を行う。

《協力機関の開設》

【学校サポートチーム】

※いじめや不登校、その他問題行動の未然防止、早期解決を図るため、家庭・学校・地域や関係機関等が一体となって対応する、校務分掌に位置付けた組織。校長がトップとなり、生活指導部・教育相談部等の構成員に、学校の実態に応じて地域や関係機関の職員を加えて組織する。
「サポートチーム会議」では、個別の事案に対して、情報の共有や対応方針を協議する。

＜関係機関の例＞
・区立教育センター ・子ども家庭支援センター ・児童相談所 ・警察
・少年センター ・児童委員等

【学校問題支援室】

※区立学校のいじめや不登校の実態把握・解決に向けた学校への指導・助言等を中心に行う組織。教育委員会事務局内に設置され、指導主事、学校問題サポート専門員、スクールソーシャルワーカー(S S W)等で構成される。

さまざまな部会、チーム等の概略について

【子ども学校サポート部会】

※新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク内に設置された組織で、いじめや不登校、その他問題行動について協議する。教育指導課長を部会長とし、民生・児童委員や警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等の職員で構成される。

【新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク】

※子ども、子育て家庭及び若者に対する支援に関する機関（区内の福祉、保健、医療、教育、就労、その他）、団体、及び児童・若者の福祉に関連する職務の従事する者その他の関係者により構成される。